

DV基本計画策定に係る市民意識調査へのご協力のお願い

市民の皆様におかれましては、日頃から市施策の推進にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。ごさいます。

さて、本市におきましては、「大津市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（DV基本計画）を策定しております。この計画の期間が令和5年度末をもって終了するため、次期計画の基礎資料とするために、市内にお住まいの方を対象に意識調査を行うことといたしました。

調査結果は全て統計的に処理いたしますので、外部に漏れたり、本市の事業以外の目的に使用されることは決してございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

令和5年2月

大津市長 佐藤 健司

ご回答にあたって

- ・この調査は市内在住の満18歳以上の方2,000人を無作為に抽出し、依頼しております。
- ・氏名の記入は必要ありません。
- ・ご記入は黒のボールペンまたは濃い鉛筆でお願いします。
- ・設問数は選択式19問、記述式1問で計20問です。概ね10分程度でご回答いただけます。
- ・回答は、当てはまる番号を○で囲んでください。
- ・「その他」を選ばれた場合などはできる限り（ ）内にその内容をお書きください。
- ・回答後、同封の返信用封筒に調査票を入れて、令和5年2月17日（金）までにお近くの郵便ポストにご投函ください。切手は不要です。
- ・インターネットで回答いただくことも可能です。お手持ちのパソコンやスマートフォンから回答いただくことができます。（令和5年2月17日（金）23：59まで）

インターネットからの回答はこちらから（<https://questant.jp/q/FXN3H8B2>）

ID：230001



※インターネットでご回答いただく場合、上記「ID」の入力が必要になりますので、お手元はこちらの用紙をご用意のうえ、アクセスしてください。

※インターネットの利用に伴う通信費等は回答者のご負担となります。

※回答は調査票用紙又はインターネットのいずれかで行ってください。

※調査票用紙とインターネット両方から回答された場合は両方の回答が無効となる場合がありますのでご了承ください。

この調査に関するお問合せは、下記までお願いします。

〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階

大津市 政策調整部 人権・男女共同参画課

TEL：077-528-2791 FAX：077-527-6288 Mail：otsu1006@city.otsu.lg.jp

■ 問1から問2では、あなたご自身についておたずねします。

問1 あなたの性別は。(あなたの自認する性別を教えてください。回答は任意です。)

1. 男性 2. 女性 3. ()

問2 あなたの年齢はおいくつですか。(令和5年1月1日現在)

1. 18～29歳 2. 30～39歳 3. 40～49歳
4. 50～59歳 5. 60～69歳 6. 70～79歳
7. 80歳以上

■ 問3から問13では、配偶者やパートナーなど近い人間関係の中で起こる身体的、精神的、性的な暴力(DV等)についておたずねします。

(注1)「DV」とは、ドメスティック・バイオレンスの略であり、家庭内暴力を指します。具体的には、配偶者、元配偶者、婚姻していないが生活の本拠を共にするパートナーからの、生命又は身体に危害を及ぼす不法な攻撃、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

(注2)「デートDV」とは、婚姻しておらず、かつ生活の本拠を共にしていない交際相手からの、生命又は身体に危害を及ぼす不法な攻撃、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

- (例) 殴る、蹴る、髪をひっぱる、物を投げつける、首を絞めるなどの身体的暴力
無視する、脅す、怒鳴る、人格を否定する言動、大切なものを壊すなどの精神的暴力
性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せるなどの性的暴力
生活費を渡さない、お金を取り上げるなどの経済的暴力
実家や友人との付き合いを制限する、人間関係や行動を監視するなどの社会的暴力

問3 あなたは、DVについて知っていますか。(〇は1つ)

1. 言葉もその内容もよく知っている
2. 言葉もその内容もある程度知っている
3. 言葉だけ知っている
4. 知らなかった

問4 あなたは、デートDVについて知っていますか。(〇は1つ)

1. 言葉もその内容もよく知っている
2. 言葉もその内容もある程度知っている
3. 言葉だけ知っている
4. 知らなかった

問5 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)について知っていますか。(〇は1つ)

1. 法律があることもその内容もよく知っている
2. 法律があることもその内容もある程度知っている
3. 法律があることは知っているが、内容はよく知らない
4. 法律があることを知らなかった

問6 (注) 問5で1又は2と答えた方のみ回答してください。

DV防止法の中で、DVを受けている人を発見した人は、その旨を警察などに通報する努力義務(通報の対象は身体に対する暴力に限ります。)があることを知っていますか。(〇は1つ)

1. 知っている
2. 知らなかった

問7 あなたは、配偶者や交際相手など親しい人間関係の中で起こる身体的・心理的・性的な暴力などについて見聞きしたことがありますか。(〇は1つ)

1. テレビ、新聞、インターネットなどで見聞きしたことがある
2. 知り合いで被害にあった人がいる
3. 被害にあった人から相談を受けたことがある
4. 見聞きしたことはない

問8 あなたは、DVの被害経験がありますか。(〇は1つ)

1. DVを受けている
2. 過去に経験したことがある
3. DVに該当するかどうか分からないが、配偶者等からの言動や行動を通じてつらい経験をしたことがある
4. DV被害にあったことはない

問9 あなたは、デートDVの被害経験がありますか。(〇は1つ)

1. デートDVを受けている
2. 過去に経験したことがある
3. デートDVに該当するかどうか分からないが、交際相手からの言動や行動を通じてつらい経験をしたことがある
4. デートDV被害にあったことはない

問10 (注) 問8又は問9で1、2又は3と答えた方のみ回答してください。

被害にあったとき、どのような対応をとりましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 相手に抗議した
2. 警察に連絡・相談した
3. 公的な相談窓口(電話相談等)に相談した
4. 弁護士等民間の機関に相談した
5. 仕事先や学校の人に相談した
6. 家族に相談した
7. 友人・知人に相談した
8. 特に何もしなかった
9. その他()

問11 (注) 問10で8と答えた方のみ回答してください。

何もしなかった主な理由は次のうちどちらですか。(あてはまるものすべてに○)

1. どこに相談してよいかわからなかったから
2. 恥ずかしいなど世間体が気になったから
3. 相談しても無駄だと思ったから
4. 相談したことがわかると仕返しをされると思ったから
5. 相談することによって、不快な思いをすと思ったから
6. 自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから
7. 他人を巻き込みたくなかったから
8. 被害を受けたことを忘れたかったから
9. 自分にも悪いところがあると思ったから
10. 子どもなど家族に迷惑をかけたくなかったから
11. 相談するほどのことではないと思ったから
12. その他()

問12 配偶者や交際相手などから身体的・心理的・性的な暴力などを受けたときに利用できる相談機関のうち、あなたが知っている相談機関を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 大津市役所(男女共同参画センター、子ども家庭課など)
2. 滋賀県配偶者暴力相談支援センター
3. 滋賀県立男女共同参画センター(G-NETしが)
4. 地域の相談機関(人権擁護委員、民生委員児童委員など)
5. 大津地方法務局(みんなの人権110番)
6. 内閣府男女共同参画局(DV相談ナビ、DV相談プラス)
7. 犯罪被害者相談窓口(公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター)
8. 警察署や交番など(110番)
9. いずれの相談機関も知らない
10. その他()

問13 あなたがDVやデートDVの被害にあった場合、どこに相談しようと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 大津市役所 (男女共同参画センター、子ども家庭課など)
2. 滋賀県配偶者暴力相談支援センター
3. 滋賀県立男女共同参画センター (G-NET しが)
4. 地域の相談機関 (人権擁護委員、民生委員児童委員など)
5. 大津地方法務局 (みんなの人権 110 番)
6. 内閣府男女共同参画局 (DV 相談ナビ、DV 相談プラス)
7. 犯罪被害者相談窓口 (公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター)
8. 警察署や交番など (110 番)
9. かかりつけの医療機関
10. 大津市消防局 (救急)
11. 相談しようと思わない
12. その他 ()

■ 問14から問17では、DVと児童虐待との関連性やそのほか家庭内に生じる影響などについておたずねします。

(注3) 「児童虐待」とは、保護者(親権を行う人、未成年後見人その他の人で、子どもを現に監護する人をいいます。)がその監護する18歳未満の子どもに対して行う以下の行為を言います。

(例) 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える身体的虐待
子どもにわいせつな行為をする、又は子どもにわいせつな行為をさせる性的虐待
子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置など、保護者としての監護を著しく怠るネグレクト
子どもに対する著しい暴言又は、著しく拒絶的な反応、子どもが同居する家庭における配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)に対する暴力、その他の子どもに著しい心的外傷を与える言動を行う心理的虐待

問14 児童虐待の中で知っているものを選択してください。(あてはまるものすべてに○)

1. 身体的虐待
2. 性的虐待
3. ネグレクト
4. 心理的虐待
5. どれも知らなかった

問15 次の中で、あなたが児童虐待と感じるものを選択してください。

(あてはまるものすべてに○)

1. しつけと言いつつ、罰として子どもをひどく叩く
2. 子どもに暴言を吐く
3. 子どもの前で激しい夫婦げんかをする
4. 子どもに適切な食事を与えない
5. 子どもに性的描写を見せる
6. 兄弟姉妹間で子どもを著しく差別して扱う
7. その他 ()

問16 子どもの前でDVを行うことは、心理的虐待にあたることを知っていますか。(○は1つ)

1. 知っている
2. 知らなかった

問17 DVによって家庭内に生じる影響はどのようなものがあると思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 家族が心理的外傷を受ける
2. 家族が身体的暴行を受ける
3. 家族が経済的貧困に陥る
4. 家族間の信頼関係が崩れる
5. 子どもが心理的外傷を受ける
6. 子どもに対する暴力を制止できなくなる
7. 子どもが保護者の感情面のケアをすることになる
8. 特に影響はないと考える
9. その他 ()

■ 問18から問20では、DVやデートDVに対する取組等についておたずねします。

問18 DVやデートDVを生み出さない(未然防止)ために有効と思われる取組はどのようなものがあると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 未成年者など若年層へのDV、デートDVに関する学習機会の提供
2. 一人一人の人権を尊重することや男女共同参画に関する学習会の開催
3. 一人一人がDVやデートDVについて知り、理解する機会となる学習会の開催
4. 自分の心や身体を守る意識を高めるための学習会の開催
5. DVやデートDVに関する啓発冊子やパンフレットの作成、配布等による周知
6. DV、デートDV防止に関する啓発教材(DVD等)の活用
7. 行政職員や民生委員児童委員協議会等地域関係団体を対象とした学習会の開催
8. パープルリボンキャンペーンなど啓発行事の活性化
9. 特にないと考える
10. その他 ()

問19 DV・デートDVの防止や被害者の保護、家庭への支援をするために有効と思われる取組はどのようなものがあると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. DVやデートDVの当事者がDV等の特性を知り、実態に気づく機会を設けること
2. 啓発等を通じて被害者が声をあげやすい社会環境をつくること
3. DVやデートDVに関する相談窓口を充実させること
4. 被害者の保護にかかる体制を充実させること
5. 被害者の自立に向けた支援を充実させること
6. 家庭の孤立を防止する体制を充実させること
7. 特にないと考える
8. その他 ()

問20 DV・デートDVに関して自由に記入してください。(記入は任意です。)

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

記入いただきました本調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れ、2月17日(金)までにお近くの郵便ポストに投函いただきますようお願いいたします。